



今月のお知らせ



健康サロン

日時：3月 3日（火）、17日（火）
13時00分～
場所：さわやか人権文化センター
内容：健康マージャン
～賭けない・飲まない・吸わないをモットーに
仲間づくり・健康づくりを実現しましょう～
初心者歓迎します

ペン習字教室

日時：3月16日（月）13時30分～
場所：さわやか人権文化センター
内容：「絵手紙」「実用的な書」
～いつでも、どこでも、
誰でも、楽しめること～



みんなの楽級

日時：3月18日（水）13時30分～
場所：さわやか人権文化センター
内容：今年度の振り返りと
次年度の事業計画について
2025年度に実施した事業の成果や課題について
意見交換し、2026年度の事業について検討します。

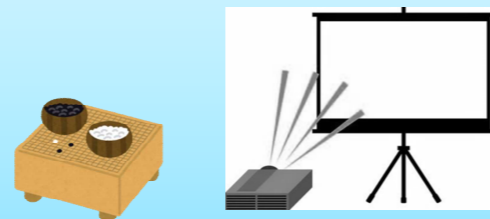
ゆとり教室

日時：3月20日（金・祝）11時00分～
場所：上米積 老人憩いの家
法話：阪本 仁さん
「一緒に生命の大切さを考えましょう」

お知らせ

個人の時間に合わせて楽しむことができるように下記を準備しています。

- 囲碁、将棋各1セット
仲間同士の対局、棋譜の検討などに
- シアターセット（DVDのみ対応）
普段とは違うサウンドで楽しんでみませんか？
（DVDはご持参お願いします）



インフルエンザが流行しています。インフルエンザの感染を広げないために、一人ひとりの「かからない」「うつさない」対策が必要です。
感染症や気象状況によっては、事業を変更または中止する場合があります。ご了承ください。

困りごとはありませんか？ 人権が侵害されていませんか？

悩みごと・生活に困っていることがありましたら、どんなことでも、1人で抱えこまずにご相談ください。

倉吉市 人権政策課
さわやか人権文化センター

差別落書きや差別発言などに遭遇されましたら、倉吉市人権政策課もしくは人権文化センターにご相談ください。

電話 22-8130
電話/FAX 28-2017

さわやか人権文化センターだより



センターだより「さわやか」に関するご意見・ご要望をおよせください。

2026年3月1日発行 No.377
【発行所】さわやか人権文化センター
【所在地】〒682-0602
倉吉市上米積 1074-1
【電話兼ファックス】0858-28-2017
【メールアドレス】sawayaka@ncn-k.net

インターネット上の差別を許さない 鳥取県人権尊重の社会づくり条例が 改正されました。

近年のインターネット上の人権侵害情報の対処にむけて「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」が昨年12月に改正されました。

この条例は、あらゆる差別を解消し人権が尊重される社会づくりの推進にむけ、1996（平成8）年に制定されました。2021（令和3）年には、インターネットやSNSの普及、新型コロナウイルス感染症などにより、人権に関する問題が多様化、複雑化している状況を踏まえて、さまざまな人権問題を例示し、差別を禁止する条例に改正されています。



今回の改正のポイント

相談者に対する鳥取県の支援内容の明確化
人権相談窓口で、インターネット上の差別投稿の削除要請や発信者情報の開示請求をサポート

投稿等の削除要請および削除命令
○SNS等のサービス提供事業者および発信者へ削除要請
○削除要請しても削除されないときは、発信者へ削除命令

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の意見を聴き、表現の自由に配慮して慎重に決定

削除命令に従わない場合の罰則等を規定
○氏名又は名称等、命令の内容の公表
○5万円以下の過料

「県政だより 県政トピックス」(2026.2) より

【ネット上の人権侵害の現状から】

地域や職場、学校、行政などで差別の解消を目指して積極的な取り組みが進められ、私たちのまわりでは、人権を大切に考える考え方は深まっています。しかし、人権侵害や差別はまだ存在しています。

特にSNSやインターネット上での誹謗中傷又は差別的な情報発信によって、人の命が失われたり、結婚差別や就職差別など、私たちの生活にも大きく影響を及ぼしています。

今回の条例改正では、市民を被害者にも加害者にもさせないために、インターネット上の人権を侵害する情報に対して実効性のある対処や相談者への支援などを明確にしています。

インターネット上の人権侵害情報の削除をはじめ差別をなくするには、この条例を活用することも重要です。

中学生がつくる人権学習！

第25回倉吉市中学生人権フォーラム

2月14日（土）、倉吉市内の各中学校の2年生が部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざして、自分たちの考えを出し合い交流しました。

今回のフォーラムは部落差別をテーマとした内容です。各中学校の代表生徒が実行委員となり、事前に分科会で話し合う内容を検討し、会を進めていきました。

久米中学校担当の分科会では、「身近にある具体的な差別」「差別に出会ったとき私たちができることは」「自分は差別していないから関係ないですか？」について、中学校生活のなかで気づいた偏見や思い込み、差別をなくするための行動などについて意見を出し合いました。

分科会の最後には、「生徒だけの話し合いで、みんながたくさんの意見を出してくれた」「たくさんのことを知れた」など、振り返りをしていました。

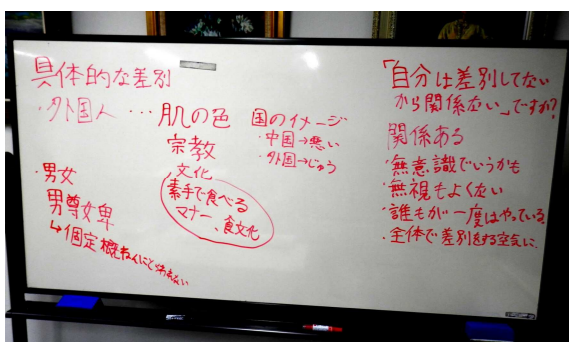


全体会（分科会の報告）

差別をなくするためには？ 分科会参加中学生の意見（一部）

- ・差別意識が自分の中にあるかどうか、差別しているかもという意識を常に持つ。
- ・差別について深く知る。学び続ける。
- ・「いやだ」と言える雰囲気をつくる。
- ・気づいていない人に気づかせる。

久米中学生徒が担当した分科会の記録



参加した中学生には、身近にある人権について考えるよい機会になりました。仲間との連携を更に深め、今後も人権学習に積極的に取り組んでいってほしいです。

倉吉市部落解放文化祭へ出品しました！

2月6日（金）～7日（土）、エースパック未来中心にて開催された「第49回倉吉市部落解放文化祭」の展示に、さわやか人権文化センターとして、「ペン習字教室」の絵手紙や「みんなの楽級」でつくった作品を出品しました。

今回の解放文化祭は大雪のため、2月8日の発表などの行事は中止となり、作品展示のみの開催でした。



教科書無償運動を知っていますか？

現在の日本で義務教育で使用する教科書は「配布されるもの」です。「購入するもの」という感覚は失われつつあります。しかし、1960年ごろ（昭和30年代半ば）まで、教科書は各家庭で購入するため、家庭にとっては大きな負担でした。

小中学校の教科書無償が始まったのは、1963（昭和38）年に国会で「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が成立し、文部省（現在の文部科学省）による無償措置が順次行われたことによります。



教科書無償に込められた思い

●教科書無償運動はどうして始まったのか？

1947（昭和22）年に施行された日本国憲法第26条には「義務教育は、これを無償とする」と記されました。しかし、当時、無償化されたのは「授業料」のみで、教科書代や学用品は保護者が負担せざるを得ない状況でした。

1960（昭和35）年ごろは、教材用の備品や光熱水費、さらには運動場やボールの整備費まで保護者が負担しており、その額は年間で小学生約4,000円、中学生約3,000円にもものぼりました。さらに教科書代として、小学校で約700円、中学校で約1,200円が別途必要でした。

そのころの高知県の被差別部落は、生計を立てていた漁業の衰退で苦しい生活を強いられ、子どもたちの多くは、兄弟や親せき、知人が使っていた教科書を譲り受けて使っていました。

大きな転機となったのは、1961（昭和36）年の小学校教科書の改訂でした。教科書の内容が大きく変わったのです。全て新しい教科書に買い替えなければなりませんでした。

高知県の漁村の母親たちはある学習会で、憲法が定める義務教育の無償化について知りました。保護者たちは、「義務教育はこれを無償化する」という規定を守るよう市や国に求めたことをきっかけとして、「長浜地区小中学校教科書をタダにする会」を結成しました。

教科書無償運動には、十分な教育を子ども達に受けさせたいという願いが込められていました。やがて運動や署名活動は各地に広がり、国会でも大きな問題として取り上げられました。

●紫雲丸事故と教科書無償運動

1955（昭和30）年5月に瀬戸内海で、修学旅行の中学校生徒を含む168名の犠牲者を出した「紫雲丸事故」が発生しました。この事故では、上記で述べた漁村の子どもたちも大勢亡くなっています。

当時、被差別部落の家庭では修学旅行に行かせるために親せきや知人から借金をしたり、カバンや衣類を借りていました。それは、中学卒業後は就職しなければならないわが子に、せめてもの思い出をつくってほしいという気持ちからでした。そして、「借りた物だから絶対になくしてはいけない」と言ってわが子を送り出したのです。事故では、その大切な借り物を取りに船内へ戻り、命を落とした子どももいました。

この惨事は長浜地区を悲しみの底に突き落としました。部落の人たちは、その無念さの中で差別と貧困からの解放を願い、子どもたちにしっかりと教育を受けさせたいという思いを強くしました。

犠牲者を出した中学校では「生命を尊重する教育」を同和教育の柱の一つに掲げています。



差別をなくし、すべての子どもたちに十分な教育を受けさせたいという願いで立ち上がった運動は全ての国民の教育保障と差別解消の人権活動に繋がりました。今、子どもたちが手にしている教科書には、子どもたちの未来を信じた親たちの強い思いが刻まれています。

当時の物価や賃金

米 1升	128円
菓子パン 1個	10円
牛乳 1本	12円
日雇い労働の最低賃金	300円